

別紙2 所得控除 (市県民税と所得税で控除額が異なる項目があります)

令和7年度(令和6年中の所得)

	市県民税控除額	所得税控除額																																																				
雑損控除	災害や盗難、横領により資産に損害を生じたとき ①②のいずれか高いほうの金額 ①実質損失額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) ②災害関連支出の金額 - 5万円 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。																																																					
医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき 支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) 控除限度額200万円																																																					
セルフメディケーション税制	あなたが健康の保持増進及び疾病予防の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費が12,000円を超えるとき 特定一般用医薬品等購入費の額 - 保険金などで補填される金額 - 1万2千円 控除限度額8万8千円																																																					
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれた保険料があるとき、支払った保険料等の合計額 ※健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など																																																					
小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済やiDeCoなどの掛金を支払ったとき、支払った掛金の合計額																																																					
生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料等があるとき																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市県民税控除額</th> <th colspan="2">所得税控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【新契約】一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料</td> </tr> <tr> <td>支払った金額</td> <td>控除額</td> <td>支払った金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額全額</td> <td>20,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td> <td>20,000円超40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 10,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,000円超80,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 20,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> <td>80,000円超</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【旧契約】一般生命保険料 個人年金保険料</td> </tr> <tr> <td>支払った金額</td> <td>控除額</td> <td>支払った金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> <td>25,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td> <td>25,000円超50,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 12,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td> <td>50,000円超100,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 25,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> <td>100,000円超</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>		市県民税控除額		所得税控除額		【新契約】一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料				支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	12,000円以下	支払額全額	20,000円以下	支払額全額	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 10,000円	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超80,000円以下	支払額 × 1/4 + 20,000円	56,000円超	28,000円	80,000円超	40,000円	【旧契約】一般生命保険料 個人年金保険料				支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	15,000円以下	支払額全額	25,000円以下	支払額全額	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	25,000円超50,000円以下	支払額 × 1/2 + 12,500円	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	50,000円超100,000円以下	支払額 × 1/4 + 25,000円	70,000円超	35,000円	100,000円超	50,000円
	市県民税控除額		所得税控除額																																																			
	【新契約】一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料																																																					
	支払った金額	控除額	支払った金額	控除額																																																		
	12,000円以下	支払額全額	20,000円以下	支払額全額																																																		
	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 10,000円																																																		
	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超80,000円以下	支払額 × 1/4 + 20,000円																																																		
	56,000円超	28,000円	80,000円超	40,000円																																																		
	【旧契約】一般生命保険料 個人年金保険料																																																					
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額																																																			
15,000円以下	支払額全額	25,000円以下	支払額全額																																																			
15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	25,000円超50,000円以下	支払額 × 1/2 + 12,500円																																																			
40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	50,000円超100,000円以下	支払額 × 1/4 + 25,000円																																																			
70,000円超	35,000円	100,000円超	50,000円																																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">                     ⑦                      上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>                     ※①②③のうち控除額が最大のものを選択                 </td> <td rowspan="2">+</td> <td rowspan="2">                     ④                      上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>                     ※①②③のうち控除額が最大のものを選択                 </td> <td rowspan="2">+</td> <td rowspan="2">                     ⑧                      上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ)控除の金額  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">                     ※ ⑦+④+⑧が生命保険料控除額 限度額：市県民税・県民税70,000円 所得税120,000円                 </td> </tr> </table>		⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※①②③のうち控除額が最大のものを選択		限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円	③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円	+	④ 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※①②③のうち控除額が最大のものを選択		限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円	③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円	+	⑧ 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ)控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>		限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	※ ⑦+④+⑧が生命保険料控除額 限度額：市県民税・県民税70,000円 所得税120,000円											
⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※①②③のうち控除額が最大のものを選択				限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円	③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円				+	④ 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 新契約+旧契約</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※①②③のうち控除額が最大のものを選択		限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円				③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円	+	⑧ 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ)控除の金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市県民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>		限度額		市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円						
			限度額																																																			
市県民税・県民税	所得税																																																					
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																				
② 旧契約のみ	35,000円	50,000円																																																				
③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円																																																				
	限度額																																																					
	市県民税・県民税	所得税																																																				
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																				
② 旧契約のみ	35,000円	50,000円																																																				
③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円																																																				
	限度額																																																					
	市県民税・県民税	所得税																																																				
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																				
※ ⑦+④+⑧が生命保険料控除額 限度額：市県民税・県民税70,000円 所得税120,000円																																																						
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料があるとき																																																					
⑦ 地震保険料		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> <td>50,000円超</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円以下	支払額全額	50,000円超	25,000円	50,000円超	50,000円																																								
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額																																																			
50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円以下	支払額全額																																																			
50,000円超	25,000円	50,000円超	50,000円																																																			
④ 旧長期保険料		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払額全額</td> <td>10,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 2,500円</td> <td>10,000円超20,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 5,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円超</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	5,000円以下	支払額全額	10,000円以下	支払額全額	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円	10,000円超20,000円以下	支払額 × 1/2 + 5,000円	15,000円超	10,000円	20,000円超	15,000円																																				
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額																																																			
5,000円以下	支払額全額	10,000円以下	支払額全額																																																			
5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円	10,000円超20,000円以下	支払額 × 1/2 + 5,000円																																																			
15,000円超	10,000円	20,000円超	15,000円																																																			
※上記の計算により⑦、④の控除額を計算し、合計します。 限度額：市県民税・県民税25,000円 所得税50,000円 ※1つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。																																																						

所得控除（人的控除）（市県民税と所得税で控除額が異なる項目があります）

令和7年度（令和6年中の所得）

		要件	市県民税	所得税				
障害者控除	あなたや生計を一にする配偶者や扶養親族が次に該当するとき							
	普通障害者	身体障害者手帳3～6級・精神障害者保健福祉手帳2・3級・療育手帳Bなど	26万円	27万円				
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなど	30万円	40万円				
	同居特別障害者	生計を一にする配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している場合	53万円	75万円				
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者）を有し、合計所得金額が500万円以下のとき ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		30万円	35万円				
寡婦控除	夫と死別、離別、又は生死不明で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。なお、死別又は生死不明で、合計所得金額が500万円以下の場合、扶養親族がいなくとも控除されます。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		26万円	27万円				
勤労学生控除	大学・高校等の学生または生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下のとき		26万円	27万円				
配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき ※あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は配偶者控除の対象外ですが、市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます ※配偶者・同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。							
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下のとき							
			納税者本人の合計所得					
			900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
			市県民税	所得税	市県民税	所得税	市県民税	所得税
配偶者控除	一般 48万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	
	老人（S30.1.1以前生） 48万円以下	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	
	95万円超100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	
	100万円超105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円		
	110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円		
	115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円		
	120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円		
	125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円		
130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円			
	133万円超	0円		0円		0円		
扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下とき ※16歳未満の扶養親族（平成21年1月2日以後生）は扶養控除の対象外ですが、市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。 ※扶養親族が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。 ※国外に居住する扶養親族で以下に該当する人は扶養控除の対象となります。 イ 年齢16歳以上30歳未満の人   ロ 年齢70歳以上の人 ハ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人 ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人   ・障害者 ・扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人							
	一般扶養	33万円		38万円				
	特定扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）	45万円		63万円				
	老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生）	38万円		48万円				
	同居老親等（老人扶養親族のうち同居の直系尊属）	45万円		58万円				
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が徐々に少なくなり、2,500万円を超える場合は適用されません。							
	2,400万円以下	43万円		48万円				
	2,400万円超2,450万円以下	29万円		32万円				
	2,450万円超2,500万円以下	15万円		16万円				
	2,500万円超	0万円		0万円				